

報告第 1 1 3 号

平成 1 7 年 6 月 2 9 日承認

消防部会の事務事業詳細調整について

消防部会の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 7 年 5 月 3 0 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

詳細調整報告項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
14 消防部会	1 消防総務分科会	125	消防団の報酬、報償に関すること

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	消防	分科会名	消防総務
------------	----	-------------	------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
125 消防団の報酬、報酬に関すること	H18.4.1	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団員報酬については、10市町村の現行予算枠の中で加重平均をもとに調整する。 ただし、5年間の激変緩和措置を設ける。 【消防団員の報酬(年額)】 <li style="padding-left: 20px;">団 長 143,500円 <li style="padding-left: 20px;">副 団 長 79,000円 <li style="padding-left: 20px;">分 団 長 57,500円 <li style="padding-left: 20px;">副分団長 40,000円 <li style="padding-left: 20px;">部 長 31,000円 <li style="padding-left: 20px;">班 長 29,000円 <li style="padding-left: 20px;">団 員 28,000円 ・ 費用弁償については、10市町村の現行予算枠の中で加重平均をもとに調整する。 <li style="padding-left: 20px;">水 火 災 1回 3,600円 <li style="padding-left: 20px;">警 戒 1回 3,500円 <li style="padding-left: 20px;">教育訓練 1回 3,300円 <li style="padding-left: 20px;">機関点検手入 1回 1,700円 ・ 退職報償金及び公務災害補償については、津市の例により調整する。 ・ 分団活動費については廃止し、費用弁償の中で支給する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団員の報酬については、次のとおりとし、現行の報酬額との差額は、平成18年度から22年度までの5年間で、均等に増減する激変緩和措置を講じる。 <p style="padding-left: 20px;">消防団員の報酬(年額)</p> <ul style="list-style-type: none"> 団 長 143,500円 副 団 長 79,000円 分 団 長 57,500円 副分団長 40,000円 部 長 31,000円 班 長 29,000円 団 員 28,000円 <ol style="list-style-type: none"> 2 費用弁償については、災害出動、警戒出動、教育訓練、ポンプ手入れに対し次のとおり手当を支給する。 <p style="padding-left: 20px;">災害出動等手当</p> <ul style="list-style-type: none"> 水 火 災 1回 3,600円 警 戒 1回 3,500円 教育訓練 1回 3,300円 機関点検手入 1回 1,700円 <ol style="list-style-type: none"> 3 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に対し、その者の勤務年数及び階級に応じた額を支給する。 公務災害補償については、非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったとき等の場合において、その損害を補償する。 4 消防団運営交付金、消防団分団活動費については廃止し、費用弁償の中で支給する。 	